

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第63回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年7月14日（火） 14:57～15:06

於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）

吉田 真人（電気通信事業部長）

高橋 文昭（総合通信基盤局総務課長）

吉田 博史（事業政策課長）

飯村 博之（事業政策課企画官）

塩崎 充博（電気通信技術システム課長）

富岡 秀夫（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）

神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定等について

【諮問第3074号】

開 会

○辻部会長　それでは、皆様方お揃いになりましたようですので、若干早いですがやらせていただきます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第63回）を開催いたします。

本部会には、委員8名中7名が出席されておりますので、定数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件でございます。初めに、諮問第3074号、電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定等について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、5月19日開催の当部会において審議を行い、6月18日まで意見募集を行いました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○塩崎電気通信技術システム課長　電気通信技術システム課の塩崎でございます。お手元の資料63-1を用いましてご説明いたします。

最初に5月に諮問いたしました内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料の3ページ目の「Ⅱ 指定及び改正の概要」をごらんいただければと思います。ここに記載しております(1)、(2)、こちらが諮問させていただいた事項になります。

最初に(1)の諮問事項の概要についてでございますが、下のところに小さいページが振ってありますが、6ページ目をごらんいただければと思います。

諮問事項の1件目についてご説明させていただきます。最初の丸になりますが、電気通信事業法におきまして利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができるとされてございます。

2番目の丸になりますが、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の基準は、省令におきまして、前年度末における利用者の数が100万以上であること、それから電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであることと規定されているところでございます。

3番目の丸になりますが、平成26年度末におきまして、上記の基準を満たします回線非設置事業者につきましては、株式会社NTTぷらら、ニフティ株式会社、ビッグローブ株式会社の3社となっております。今般、これら3社を指定するための告示を制

定するものでございます。これが1件目の諮問事項の概要になります。

次に、2番目の諮問事項の概要につきましては、7ページ目をごらんいただければと思います。こちらが2件目でございますが、最初の丸になります。自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備については、省令におきまして、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備と規定され、技術基準等は適用しないこととされてございます。右下の図で申しますと、赤丸で囲ったサーバ等の設備が現在、技術基準の適用対象外になってございます。

2番目の丸になりますが、今回1件目の諮問事項におきまして、自ら設置する伝送路設備に接続せずに、有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供する回線非設置事業者の設備に対して、技術基準等を適用することにいたしますので、回線設置事業者と回線非設置事業者の間の公平性の確保の観点から、「利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備」から、有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務を提供する回線設置事業者の設備を除外し、当該設備に技術基準等を適用する、このように省令改正をするものでございます。これが2件目の諮問事項の概要になります。

これらの諮問事項に係ります指定の告示、それから、省令の改正内容につきまして、5月20日から6月18日まで意見募集を行わせていただきました。その結果、意見の提出はございませんでした。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○辻部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。ございましたらよろしくお願いいたします。

ただいまご説明がありましたように、技術基準の適用につきましては、それなりの社会的な意義、あるいはユーザの方の利便性、安全性の確保ということで大事なことだと思いますし、また、前回これに関して費用等が増加して、サービス料金の値上げにつながるものではないというご説明がありましたものですから、いかがでしょうか。この諮問のとおり答申させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　それでは、ただいまの諮問第3074号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

非常に短時間で申し訳ありませんが、今日はこれ以外に審議はありませんけれども、何か委員の皆様方からございますでしょうか。事務局から何かございませんでしょうか。

これは何回も議論しておりますものですから、特段疑義はなかったものと思いますので。
それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。

次回の事業部会につきましては、9月29日、火曜日午後の開催を予定しております。
詳細につきましては、別途事務局から連絡したいと思います。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会